

<酒精計の国際化対応に伴うご案内>

平成24年2月16日
経済産業省計量法届出製造事業者
株式会社 横田計器製作所

計量法※1 関係法令改正に伴い酒精度浮ひょう（酒精計）の改正検則が施行されます※2。

※1 計量法 経済産業省の定める特定計量器（酒精計等）に関する法律

※2 平成24年3月1日より

弊社では、すでに通知されております国税局と同じ対応をさせていただきます。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sonota/keiryoho/index.htm>

以降、ユーザー様の現状にそった対応をご案内させていただきます。

①旧基準で製作された製品（現行品）

※平成24年2月末までに、製作及び計量法の検定を受けた製品

弊社で新しい基準での検査を行います。検査後に発行される新しい成績書もしくはトレーサビリティ校正証明書に記載された器差を利用することで引き続き使用できます。なお、新しい基準での検査後に発行される成績書等には「**国際アルコール表（OIML R22:1975）**による」等の文言が記載されます。

②現在、有効期間を保持する成績書及びトレーサビリティ校正証明書

※平成24年2月末までに発行されている書類

記載されている校正值（器差を補正した値）を、国税局の通知する「**アルコール分分析における読替え表**」を基に読み替えることで有効期間内は引き続き使用できます。有効期間終了後は、再度、新基準による再検査・校正を行うことで引き続き使用できます。

③新基準に対応した酒精計（新製品）

※平成24年3月1日以降に、製作及び計量法の検定を受けた製品

新規格の酒精計は、本年3月1日の改正検則法の施行から、国などが順次計量法における検定を行います。メーカーは国などの計量法の検定終了後に、ユーザー様への販売を行うことができます。従いまして、販売開始の目処として3月中～下旬となると思います。新規格の酒精計に関しましても、酒税に係わる利用に関しては、従来通りトレーサビリティ校正証明書もしくは成績書が必要となります。なお、新規格の酒精計の目盛部分には“**R22-75**”の表記があります。

最後になりますが、他にもご不明な点などございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

なお、新基準の酒精計の仕様・価格等につきましては、近日中に再度、弊社サイト上にてご案内させていただきます。いましばらく、お待ち下さい。

以上、よろしくお願い申し上げます。